○新見公立大学大学院履修規程

平成26年４月１日

規程第105号

改正　平成28年４月１日規程第105号

平成31年４月１日規程第105号

令和２年４月１日規程第105号

令和３年４月１日規程第105号

（趣旨）

第１条　この規程は、新見公立大学大学院学則（平成26年規則第５号。以下「大学院学則」という。）第22条第２項の規定に基づく授業科目の履修並びに第27条の規程に基づく修士論文及び博士論文（以下「修士論文等」という。）の審査及び試験に関し、必要な事項について定めるものとする。

（研究指導教員）

第２条　研究指導教員は、特定の課題についての研究（以下「プロジェクト研究」という。）又は演習を担当する専任の教員とする。

２　学生は、第１年次の所定の日までに研究指導教員を定め、授業科目の選択、修士論文等又はプロジェクト研究の成果の作成その他研究一般について、その指導を受けなければならない。

３　前項の場合において、研究指導教員を定めるときは、当該教員の承認を必要とする。

４　研究指導教員は、新見公立大学大学院研究科教授会（以下「教授会」という。）がやむを得ない事情があると認めた場合のほか、変更することはできない。

（授業科目の履修）

第３条　学生は、毎学期の履修登録期間内に履修しようとする全ての授業科目を登録しなければならない。ただし、選択科目にあっては、開講から授業時数の３分の１を超えない日までに申し出れば履修科目の変更ができるものとする。

（単位の授与）

第４条　履修科目の単位の認定は、試験によって行うものとする。ただし、試験に代えて論文、レポート等により行うことができる。

（修士論文等の提出及び審査）

第５条　修士論文は、修士課程に２年以上在学し、かつ、必要な研究指導を受け、所定の授業科目を30単位以上修得した者又は修得見込みの者でなければ提出することができない。

２　博士論文は、博士後期課程に３年以上在学し、かつ、必要な研究指導を受け、所定の授業科目を１９単位以上修得した者又は修得見込みの者でなければ提出することができない。

３　前２項の在学の期間に関しては、優れた業績を上げた者で教授会が特に認めた場合はこの限りでない。

４　修士論文等の審査及び最終試験は、別に定める。

（授業科目の試験）

第６条　試験の実施は、各授業科目の担当教員がこれを行う。

（追試験）

第７条　各授業科目の担当教員は、病気その他やむを得ない事情により試験を受けることのできなかった者に対しては、追試験を実施することができる。

（再試験）

第８条　再試験は、原則として実施しない。

（受験資格等）

第９条　出席時数が授業時数の３分の２に満たない者は、単位の認定を受けることができない。

２　授業科目の担当教員は、対外交流に伴う届出のある欠席時数について、授業科目の履修に支障がないと認められる範囲内において、欠席時数とみなさないことができる。

３　試験の開始から30分を超えて遅刻した者は、試験を受けることができない。

４　試験の開始から30分を経過するまでは退室することができない。正当な理由なく退室する場合には、その試験は不合格とする。

（学生の責務）

第10条　授業科目の登録を変更しようとする者は、履修科目変更届を提出しなければならない。

２　学生は、大学院学則、この規程及び授業科目の担当教員又は試験監督者の指示事項を遵守し、試験を受けなければならない。

３　追試験を受けようとする者は、医師の診断書又は欠席の理由を証明する書類を添えて、当該試験の日から７日以内に追試験願を提出し、許可を得て試験を受けなければならない。

（試験監督者の責務）

第11条　試験監督者は、その授業科目の担当教員が行うものとする。ただし、やむを得ない事由がある場合は、この限りでない。

２　試験監督者は、試験が公正かつ正常に実施できるよう努めなければならない。

３　試験監督者は、試験の実施及び不正行為等の処置に関する全ての権限を有するものとする。

（成績の評価）

第12条　評点は100点満点とし、秀を90点以上、優を80点以上90点未満、良を70点以上80点未満、可を60点以上70点未満、不可を60点未満とする。

（不正行為とその処置）

第13条　試験における不正行為とは、カンニング行為、他人の論文・レポートの盗用、不正な引用等、公正な試験及び成績の評価が侵されると認められる全ての行為及び試験会場の秩序を乱すなど、正常な試験等の実施を妨害する行為をいう。

２　試験において不正行為を行った者は、当該科目を不合格とする。

３　試験中に学生の不正行為があった場合には、試験監督者は、関係資料を没収するとともに、当該学生を退室させなければならない。

４　不正行為に該当する事例が生じた場合は、試験監督者と教務課長で事実を確認し、当該学生の弁明を聴取した上で学長に報告して処置しなければならない。この場合、学長は教授会に報告するものとする。

５　不正行為が明確な意図を持って行われた場合又は試験等の実施に重大な影響を与えた場合には、懲戒処分の対象とする。

附　則

この規程は、平成26年４月１日から施行する。

附　則（平成28年４月１日規程第105号）

この規程は、平成28年４月１日から施行する。

附　則（平成31年４月１日規程第105号）

この規程は、平成31年４月１日から施行する。

附　則（令和２年４月１日規程第105号）

この規程は、令和２年４月１日から施行する。

附　則（令和３年４月１日規程第105号）

この規程は、令和３年４月１日から施行する。

附　則（令和５年４月１日規程第105号）

この規程は、令和５年４月１日から施行する。